**記入又は編集が必要な箇所には下線を引いています。**

**赤字は作成方法の説明のための隠し文字ですので印刷されません。**

洪水及び土砂災害に関する避難確保計画

対象災害を記してください。

・洪水

・土砂災害

（施設名：　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　年　　月　作成

１．計画の目的

対象災害に関連する法律を記してください。

・洪水：水防法

・土砂災害：土砂災害防止法

　　この計画は，水防法第15条の3第1項及び土砂災害防止法第8条の2第1項に基づくものであり，本施設の利用者の洪水及び土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

対象災害を記してください。

２．計画の報告

　　計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは，水防法第15条の3第2項及び土砂災害防止法第8条の2第2項に基づき，遅滞なく，当該計画を京都市へ報告する。

対象災害に関連する法律を記してください。

３．計画の適用範囲

　　この計画は，本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

|  |
| --- |
| 人　　　　数 |
| 昼間・夜間 | 休日 |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間　　名 | 昼間　　名 | 休日　　名 | 休日　　名 |
| 夜間　　名 | 夜間　　名 | 休日　　名 | 休日　　名 |

 別紙１

【施設周辺の避難経路図】

　洪水及び土砂災害時の避難先は，以下の場所とする。

対象災害を記してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  避難経路図 施設及び避難先の位置と，施設から避難先までの避難経路が示された地図を，この場所に貼り付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設所在地 | 京都市○○区○○○○ |
| 洪水時の避難場所 | 名称：○○小学校住所：京都市○○区○○○○ |
| 土砂災害時の避難場所 | 名称：○○会館住所：京都市○○区○○○○ |

対象ではない災害の避難場所は空白としてください。 |

４．防災体制

　　連絡体制及び防災体制は，以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 体制確立の判断時期 |  |  |  | 活動内容 | 対応要員 |
| 以下のいずれかに該当する場合（洪水）　－京都市に洪水警報発表　－○○川の氾濫注意情報発表又は氾濫注意水位到達（土砂災害）　－京都市大雨警報発表 | **→** | **注意体制確立** |  | 気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
|  |  | **↓** |  |  |  |
| 以下のいずれかに該当する場合（共通）　－○○学区に高齢者等避難の発令（洪水）　－○○川の氾濫警戒情報発表又は避難判断水位到達 | **→** | **警戒体制確立** |  | 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| 家族等への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |
|  |  | **↓** |  |  |  |
| 以下のいずれかに該当する場合（共通）　－○○学区に避難指示の発令（洪水）　－○○川の氾濫危険情報発表又は氾濫危険水位到達（土砂災害）　－○○区に土砂災害警戒情報発表 | **→** | **非常体制確立** |  | 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |

　表内の事項のほか，統括管理者の指揮命令に従うものとする。

「体制確立の判断時期」のうち対象ではない災害の項目は削除してください。

※洪水が対象である場合，該当する川の名前を記してください。

※共通の「○○学区」には，施設が所在する学区を記してください。

（学区が不明な場合は，「京都市水害ハザードマップ」等で確認してください。）

５．情報収集及び伝達

（１）情報収集

■　収集する主な情報及び収集方法は，以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| ・気象情報・土砂災害警戒情報右のマスに京都市からの情報入手手段（ＦＡＸ，メール等）と，該当する川の名前を記してください。 | 京都市からの○○テレビ（ニュース速報，データ放送等）ラジオインターネット　　→気象庁HP（https://www.jma.go.jp/jma/）　　→京都府土砂災害警戒情報　　　（https://d-keikai.pref.kyoto.jp/） |
| ・洪水予報・水位到達情報・水位情報右のマスに京都市からの情報入手手段（ＦＡＸ，メール等）と，該当する川の名前を記してください。洪水が対象でない場合はこの行を削除してください。 | 京都市からの○○テレビ（ニュース速報，データ放送等）インターネット　　→「川の防災情報」の○○川の水位到達情報発表状況　　→「川の防災情報」の○○川の水位観測所の水位　　→気象庁HPの洪水予報のサイト　　　（https://www.jma.go.jp/bosai/flood/） |
| ・高齢者等避難・避難指示 | テレビ（ニュース速報，データ放送等）ラジオインターネット　　→京都市防災ポータルサイト　　　（https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/）緊急速報メール |

※　停電時は，ラジオ，タブレット，携帯電話等を活用して情報を収集するものとし，これに備えて，乾電池，バッテリー等を備蓄する。

※　提供される情報に加えて，雨の降り方，施設周辺の水路や道路の状況，斜面に危険な前兆がないか等，施設内から確認を行う。

（２）情報伝達

　①　施設内の連絡網に基づき，また館内放送や掲示板を用いて，体制の確立状況，気象情報，洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

　②　施設利用者を避難させる場合は，利用者の関係者（家族等）に避難時期や避難場所等の情報を共有する。

６．避難誘導

（１）避難先

　　　避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また，悪天候の中の避難や，夜間の避難は危険を伴うことから，施設における想定浸水深が浅く，建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合，屋内安全確保を図るものとする。その場合は，備蓄物資を用意する。

（２）避難経路

　　　避難先までの避難経路については，「別紙１　避難経路図」のとおりとする。

（３）避難誘導

　　　避難先までの移動手段は，以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | 移動距離 | 移動手段対象ではない災害のマスは空白としてください。 |
| 洪水時の避難場所 | ○○小学校 | ○○ｍ | 徒歩 |
| 洪水時の屋内安全確保 | 施設の３階 |  |  |
| 土砂災害時の避難場所 | ○○会館 | ○○ｍ | 徒歩 |
| 土砂災害時の屋内安全確保 | 施設の３階 |  |  |

※　移動手段は原則徒歩とし，車両は要配慮者の送迎等に用いることとする。

（４）避難誘導方法

　①　避難場所までの順路，道路状況について確認し，職員間で共有したうえ，利用者に対して説明する。

　②　避難誘導に当たっては，メガホン等を活用し，先頭と最後尾に誘導員を配置する。

　③　避難誘導員は，利用者が誘導員と識別しやすく，また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用する。

④避難誘導員は，必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして，避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

⑤避難する際には，ブレーカーの遮断，ガスの元栓の閉鎖等を行う。

⑥浸水するおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において，未避難者の有無について確認する。

７．避難の確保を図るための施設の整備

　　情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については，下表「避難確保資器材等」に示すとおりである。

　　これらの資器材等については，日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

|  |
| --- |
| 備蓄品 |
| 情報収集・伝達 | テレビ○○台，ラジオ○○台，タブレット端末○○台，ファックス○○台，携帯電話○○台，携帯電話用バッテリー○○個，乾電池○○個，その他（○○） |
| 避難誘導 | 従業員名簿，利用者名簿，案内旗○○枚，携帯電話○○台，携帯電話用バッテリー○○個，拡声器○○台，懐中電灯○○台，乾電池○○個，ライフジャケット○○着，蛍光塗料○○個，その他（○○） |
| 屋内安全確保 | 水○○日分，食料○○日分，寝具○○人分，防寒具○○人分，その他（○○） |
| 利用者 | おむつ○○枚，おしりふき○○枚，おやつ○○個，おんぶひも○○個，その他（○○） |
| そのほか | ウエットティッシュ○○枚，ゴミ袋○○枚，タオル○○枚，その他（○○） |

|  |
| --- |
| 浸水を防ぐための対策 |
| 土のう○○個，止水板○○台，その他（○○）保有している資器材等の数を記してください。消耗品などの日によって数が変わるものはおおよその数で構いません。必要のない資器材等は削除してください。 |

８．防災教育及び訓練の実施

　　従業員，施設利用者等への防災教育及び訓練は，以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

　毎年○月に新任の従業員を対象として，防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

本計画を基に訓練を実施することが義務となっています。

研修や訓練を実施する時期や対象者，内容を記してください。

■防災訓練

　毎年○月に全従業員を対象として，情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

９．自衛水防組織の業に関する事項

**洪水が対象災害である場合は，自衛水防組織を置くことが努力義務となっています。**

**（必ずしも実施しなければならないこと（義務）ではありません）**

**自衛水防組織をおかない場合は，このページ以降は削除してください。**

（１）別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては，以下のとおり訓練を実施するものとする。

■防災に係る研修

　毎年○月に新規構成員を対象として，防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

自衛水防組織を対象とした研修や訓練について記してください。

「８．」で記したものと合同実施でも構いません。

■防災訓練

　毎年○月に全構成員を対象として，情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

　　　自衛水防組織を組織又は変更したときは，水防法第15条の3第2項に基づき，遅滞なく市町村長へ報告する。

別添　「自衛水防組織活動要領」

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

　２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

　（１）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

　（２）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

　３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

　４　自衛水防組織に、班を置く。

　（１）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

　（２）各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

　（３）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

　（１）自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

　（２）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表１　自衛水防組織の編成と任務

自衛水防組織に所属する人の氏名や班員の人数等を記してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権限者（○○　○○） |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 統括管理者（○○　○○） | 代行者（○○　○○） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 総括・情報班 | 役職及び氏名 | 任務 |
|  |  | 班長 | ○○　○○ | ・自衛水防活動の指揮統制，状況の把握，情報内容の記録・館内放送等による避難の呼び掛け・洪水予報等の情報の収集・関係者及び関係機関との連絡 |
|  |  | 班員 | ○○ | 名 |
|  |  | ・ | ○○　○○ |
|  |  | ・ | ○○　○○ |
|  |  | ・ | ○○　○○ |
|  |  | ・ | ○○　○○ |
|  |  |  | 他○○名 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任務 |
|  |  | 班長 | ○○　○○ | ・避難誘導の実施・未避難者，要救助者の確認 |
|  |  | 班員 | ○○ | 名 |
|  |  | ・ | ○○　○○ |
|  |  | ・ | ○○　○○ |
|  |  | ・ | ○○　○○ |
|  |  | ・ | ○○　○○ |
|  |  |  | 他○○名 |

別表２　自衛水防組織装備品リスト

「７．」で記した内容を転記してください。

・情報収集・伝達　→　総括・情報班

・避難誘導　→　避難誘導班

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| 総括・情報班 | テレビ○○台，ラジオ○○台，タブレット端末○○台，ファックス○○台，携帯電話○○台，携帯電話用バッテリー○○個，乾電池○○個，その他（○○） |
| 避難誘導班 | 従業員名簿，利用者名簿，案内旗○○枚，携帯電話○○台，携帯電話用バッテリー○○個，拡声器○○台，懐中電灯○○台，乾電池○○個，ライフジャケット○○着，蛍光塗料○○個，その他（○○） |